

## アジア諸国と人権（その二）



研究センター所長  
京都大学名誉教授

安藤 仁介

国際自由権規約の選択議定書に基づき、ネパールから寄せられた唯一の個人通報は、つぎのようなものです。通報者はヤソダ・シャルマという一九六七年生まれの女性で、軍に連行された四歳年上の夫の行方を捜しています。彼女によれば、夫は二〇〇二年一月一二日、ネパール共産党マオイスト派（以下、毛派）の支持者として五年間の逃亡生活から自宅に戻り、党の指導者たちの勧めで同年一月一四日にバグルン地区行政長官のもとに出頭し、身柄の安全を要請する準備を整えていました。ところが同日午前五時ごろ十数名の制服を着た軍人がシャルマ宅に来て夫を寢床から引きずり起し、武器と毛派の關係書類を捜索しましたが、何も見つかりませんでした。

夫は尋問のため地区の軍舎へ連行され、同行した彼女は立ち入りを拒否されましたが、夫は尋問後に身柄を釈放されると告げられました。

翌一五日、彼女は夫のため食品と防寒衣類を持って軍舎を訪れ、夫の身柄は安全である旨を告げられました。が、面会は拒否されました。五日後、再度面会は拒否されましたが同日、夫の好きなタバコを引き取るため軍人が一人シャルマ宅を訪れ、自分が訪れたことを他言しないよう求められ、また夫が暴行されていることを聞かされました。一月二三日に彼女は夫の母親とともに軍舎に出向いたところ、チャンドラ・バハドウル・ブン少佐の言葉として、夫はアマラチュア村の毛派の隠れ家を教えるよう連行中に逃亡を図りカリガンダキ河で溺死した、と告げられ、二月二日には同少佐に面接して夫が殺害されたのなら遺体はどうなっているのかを訊ねましたが、少佐は殺害を否定し、それ以上の情報を拒絶しました。

翌二月三日、シャルマ夫人は地区行政長官に連絡を取り、夫が身柄拘束された法的根拠を糺しました。しかし長官は非常事態が布かれているため、夫の状況に関する詳細な情報は与えられないと回答し、地区警察も彼女の請求を拒否しました。二月一二日にはアムネスティ・インターナショナルがシャルマ氏のため緊急行動を訴え、

彼女も二〇〇六年一月にはネパール国家人権委員会に訴えましたが、情報は得られませんでした。また二〇〇三年二月四日、彼女は最高裁判所に種々の官庁を相手取って人身保護令状に基づく情報開示を求めましたが、地区行政事務所がブン少佐と同じ情報を提示し、連行中に毛派の襲撃を受けた際シャルマ氏は河へ飛び込んで逃亡を図り行方不明になったと説明した以外は、軍や警察庁を含むすべての官庁が同氏の逮捕や拘禁を否定しました。地区行政事務所も、同氏はバグルン軍舎の保安隊が尋問のため身柄を拘束したもので、拘束中に死亡したと述べるにとどまりました。また行方不明者の公的調査を担当するマレゴ委員会は二〇〇四年九月一二日、シャルマ氏の名前を含む行方不明者リストを公表し、地区行政事務所の情報を引用しました。そして最高裁判所も翌二〇〇五年二月一六日、人身保護令状の請求を退け、彼女の請求に対して、シャルマ氏は河で溺死し国家の身柄拘束下にないため保護令状を出す必要はない、と返答したのです。

これらの事実を背景として二〇〇六年四月二六日、シャルマ夫人は自由権規約委員会にネパールの規約第六条、七条、九条、一〇条および二条三項の違反を申立てました。ネパール政府は申立てが実体と並んで手続

的にも認められない、と反論しました。しかし委員会は二〇〇八年一〇月二八日、彼女の申立てをほぼすべて認める見解を採択しました。すなわち「まず手続的には、彼女はネパール国内で利用可能なあらゆる救済手続を尽くしているので国際的な申立ての条件を満たしており、委員会は実体の審理に移ることができる。第一にシャルマ氏は軍隊に連行されたまま無期限に外部との通信不能の状態に置かれたので、七条にいう非人道的取扱いの禁止に違反する。第二に同氏は何の令状もなく身柄を拘束され、拘束の理由や嫌疑を告げられず、裁判官の面前で身柄拘束の違法性を主張する機会も与えられなかったため、九条に違反する。第三に上記の取扱いは『自由を奪われた者が、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して、取扱われる』とする一〇条に違反する。また夫の身を案じて事実の究明を試みたシャルマ夫人についても、七条の違反が成立する。そしてネパール政府は、規約の定める権利を侵害された者を『救済する』旨の二条三項の誓約にも違反しており、賠償を支払うべきである。ただし六条については、彼女が夫の生存を希求しその希望を捨てていない事実を配慮して、六条の『恣意的な生命の剥奪』に関する、判断を差し控える」。これが委員会の見解です。